

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

1 環境を思いやるひとが育ち・行動できるまち

■町民・事業者の環境配慮指針

町民

■ひとづくり

- ・町や県が開催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
- ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。

■活動支援

- ・地域組織や環境関連団体、事業者などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・地域における環境問題・課題は、地域で共有し解決を図りましょう。
- ・学校やイベントなどで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有しましょう。

事業者

■ひとづくり

- ・町や県が開催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加・協力し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
- ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。
- ・環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。

■活動支援

- ・CSR※活動として、地域組織や環境関連団体などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・小・中学校の事業所見学などには積極的に協力しましょう。
- ・自社で行う環境に配慮した製品の利用・製造や環境保全活動について、ホームページやチラシなどで積極的に発信しましょう。

※CSR…Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任のこと。

1-1 ひとつくり

(1) 意識啓発の推進

<現状と課題>

環境に対する意識を高める取組としては、環境関連情報の発信や環境関連イベントの開催を通じて、読者や参加者の意識を啓発する取組を行っています。

具体的には、「広報はりま」や町のホームページに環境関連情報を掲載し、町民への情報発信を行いました。また、生き物調査など身近な自然環境について学び、ふれあう機会を設け、参加者の環境意識の啓発を行っています。

今後も地域における環境保全活動を継続して実施していくためには、次世代の活動を担う人材の確保が急務となっています。そのため、環境保全活動と健康との関係を示したり、町の歴史を環境保全活動の観点から紹介したりするなど工夫を凝らしながら、意識啓発を継続的に行う必要があります。また、環境分野に関連するイベントなどへの参加を促し、各種活動を支える貴重な人材として積極的に参画を呼び掛けていくことが必要です。

<町の実施方針>

- 子どもたちが、自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について、体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の向上を図ります。
- 身近な環境の状況や地球環境問題、環境保全につながる行動などの情報を収集・整備するとともに、それらの情報をホームページや「広報はりま」、SNS、町主催のイベントなどを活用して広く発信し、環境に関する意識の醸成を図ります。

(2) 環境教育の推進

<現状と課題>

環境教育としては、主に小中学校等などにおいて、環境に関する体験教室、清掃活動等を実施しています。

今後も引き続き地域の特色を生かした環境学習に取り組み、子どもの頃から本町の豊かな自然の大切さに触れる機会を提供することが重要です。

教育現場における環境学習の充実を図るためには、環境に関する知見を備えた専門家や町民団体等との連携を強化し、環境学習に携わる新たな人材育成及び確保に努めていくことが必要です。

<町の取組方針>

- 子どもたちが自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、教材等を充実します。また、職員の環境保全意識の向上を図ります。
- 農業体験や川遊び、身近な自然の観察など、自然の大切さを学ぶことができる機会と場を提供します。

(3) 環境学習の推進

<現状と課題>

本町内では、環境保護団体における河川を対象とした生き物調査のほか、道路の清掃活動、地域の歴史を後世に伝えるための取組など、地域住民や取組に興味のある町民が協力して、自然や歴史文化に親しむ活動に取り組んでいます。また、町内の企業や民間団体等において、地域での環境保全に関する活動が進められています。小学生とその家族を対象にした環境学習バスツアー、喜瀬川での生き物観察などの環境学習を実施し、本町の豊かな自然と触れ合う機会に取り組んでいます。

また地域が複雑に絡み合う海洋ごみや大気汚染等の広域的な環境に関する問題については、近隣自治体をはじめとする国や県と連携及び協力した体制の構築を模索していくことで、「SDGs」の各目標への貢献や「地域循環共生圏」の創出に資する取組を積極的に進め、諸課題の同時解決を図っていくことが必要です。

引き続き 1 人でも多くの町民が環境に対して理解を深め、環境保全に取り組むことが大切です。

<町の取組方針>

- 環境に関する研修会の開催などにより、町民や事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。

コラム：喜瀬川 水生生物観察会

喜瀬川と親しみ、喜瀬川とふれあうことによって、河川の水質浄化の必要性や河川愛護の重要性を知ってもらうため、喜瀬川水生生物観察会を実施しています。

川に棲む水生生物は、水の汚濁の状態により生息する種類に変化があることから、この観察会では、どんな水生生物が生息しているかによって、その河川の調査場所の水質汚濁の状況を特定しようとするものです。

今日の河川汚濁の主要原因が家庭排水であると考え、平成元年度から小学校5、6年生を対象に、平成11年度から全住民を対象とした市民環境大学、平成18年度からは図書館と共催している環境講座の一つとして実施しています。

令和元年度の観察会では、近年と同様、「きたない水」や「大変きたない水」に判定される川に生息する水生生物が多く観察されました。また、外来種が多く繁殖していることも分かり、徐々に生物相が変化していることがうかがえます。



喜瀬川



大中遺跡

1-2 活動支援

(1) 環境活動団体の支援

<現状と課題>

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。

環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本町では、地域の環境美化を目的とした町内各地で花を育てるなどの緑化運動や、清掃活動を実施するとともに、ボランティアによるホタルの生息環境の維持活動を行う住民団体や、自治会による資源回収活動等を支援しており、引き続き支援を行う必要があります。

<町の取組方針>

- 地域組織や環境関連団体の活動がさらに充実するよう、活動の場の提供や周知などの支援を進めます。
- 環境教育・環境学習の実施、各種行事の開催等の際には、地域で活動する住民団体、企業等と連携を図るとともに、町内で環境保全活動を展開する町民団体等に対する積極的な支援に努めていきます。
- 地域において専門知識や経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境保全活動を支える指導者等の育成に努めていきます。また、そうした人材を環境保全活動の場面において積極的に活用していきます。

(2) 事業者の取組支援

<現状と課題>

事業者アンケートによると、町内の事業者においては、環境マネジメントシステムの運用のほか、社内での環境関連法規の周知、CSR等の環境教育、節電・節水等のエコ活動に取り組んでいます。

また、地域との協働や地域貢献の活動として、新島の一斉清掃、瀬戸内クリーンアップキャンペーンへの参加、環境学習用品の寄贈などを行っています。

今後とも、事業者の取組の支援を行い、町全体で環境保全の機運を高めることが必要です。

<町の取組方針>

- 環境配慮指針の周知を通して、事業者の環境保全意識を醸成し、事業活動における積極的なCSR活動をサポートします。
- 環境問題や本町における環境保全活動等に関する情報の集約に努めるとともに、ホームページや「広報はりま」等を活用した発信に努めることで、事業者等の各主体の環境に対する意識の高揚を図っていきます。

2 自然・文化が共生できるまち

■町民・事業者の環境配慮指針

町民

■自然環境の保全

- ・地域の自然や生物を保全する活動や景観づくり活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・河川、池、海、公園などへのごみのポイ捨て・不法投棄は絶対にやめましょう。

■生物多様性の保全・再生

- ・希少な動植物の採取や捕獲を控えましょう。
- ・地域に生息・生育していない生物を放さないようにしましょう。
- ・地域で開催される自然の再生・保全活動や自然体験活動にすすんで参加しましょう。

■まちの文化の保存・活用

- ・地域の祭事の開催に協力するとともに、関連した行事には積極的に参加しましょう。
- ・企画展や講演会などを通じて、地域の歴史や文化に関心を持ちましょう。

事業者

■自然環境の保全

- ・地域の自然や生物を保全する活動や景観づくり活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・工事等の実施にあたっては、環境保全対策を実施するなど環境に配慮しましょう。
- ・事業活動で発生した廃棄物は適切に処理しましょう。

■生物多様性の保全・再生

- ・希少な動植物の採取や捕獲を控えましょう。
- ・地元農水産物の販売や利用を進め、地域活性化につなげましょう。

■まちの文化の保存・活用

- ・地域の歴史や文化の保存・継承のための活動などに参加・協力しましょう。

2-1 自然環境の保全

(1) 海・河川・ため池の水辺環境の保全・再生

<現状と課題>

本町は、瀬戸内海に接して護岸や海岸があるほか、町内を貫流する喜瀬川・水田川があります。また、年間降水量が少ないことから、保水力の乏しい砂礫質の土壌のために造られた12のため池もあります。

これらは、播磨町らしい景観をつくりだす大切な要素であり、関係機関と共に、水辺環境の保全・再生への意識を高めることが大切です。

<町の取組方針>

- 地域と連携して河川やため池、海などの保全・再生を図ります。

(2) 緑の保全・再生

<現状と課題>

本町では、多くの公園整備や道路等の公共施設の緑化等、公共事業による緑化事業のほか、「花いっぱい運動」等のまちなみ緑化活動、野添であい公園のコミュニティ花壇など住民による緑の取り組みが行われています。また、町や県からは、緑の取組に対する活動支援を行っています。

一方、町内の都市骨格が整備されるなか、空間的にゆとりの少ない住宅地が見られるところがあり、緑の保全や再生を通じて住み続けたいまちづくりが求められます。

<町の取組方針>

- 本町の身近な緑を使って、より質の高い生活環境をみんなで創っていきます。

2-2 生物多様性の保全・再生

(1) 動植物とふれあう場の充実

<現状と課題>

本町には、兵庫県版レッドリスト及び環境省自然環境保全基礎調査等に挙げられる貴重な自然（貴重動植物、巨樹巨木林、自然景観等）として、コアジサシ、セイタカシギ等の水鳥（兵庫県版レッドリストCランク以上）と、植物ではオニバス（日本版RDB絶滅危惧Ⅱ類、狐狸ヶ池）、クスノキ（町指定天然記念物2件）があります。

アンケート調査結果からは、生物多様性に関して、比較的満足度は高いものの、関心度が低い傾向が表れています。

今後、町内に棲む貴重な動植物を知り、保全・再生に向けた行動ができる人が増えるよう、動植物とのふれあいの場が求められます。

<町の取組方針>

- 町の中に生息・生育する希少野生生物の周知と保全を推進します。
- 環境や生物に配慮した持続可能な産業の振興を図り、貴重な動植物の生息・生育環境を守ります。

(2) 外来生物対策の強化

<現状と課題>

本町内にはミシシippアカミミガメ、アライグマ、ヌートリア、園芸スイレンなどの外来生物が生息しており、在来生物への影響や農作物への被害が生じていることから、捕獲等の対策を講じています。

多様な生物が生息している場所をうるおいのある空間として、生物多様性の意識啓発と合わせて、外来生物が生態系に与える影響を調査・対策・意識啓発を行い、在来生物にとって適した環境の保全に努める必要があります。

<町の取組方針>

- 県と連携して情報発信などを行い、侵入の未然防止や分布拡大を防ぎます。
- 在来種の生態系に影響を与える外来生物が本町で発見された場合には、速やかな情報提供等を通じ、町民の関心と理解を高めるとともに、生息・生育調査の実施、国をはじめ、県や近隣自治体等の関係機関と連携の上、町外からの侵入防止対策及び繁殖防止対策を行うことで、生態系被害及び人的被害の予防に努めていきます。

コラム：播磨町に生息する外来種

■ ミシシippアカミミガメ

原産地は米国南西部、最大背甲長は雄 20cm、雌 28cm(2.5kg)で在来のニホンイシガメ(1kg 前後)より大型であり、雑食性(魚類、甲殻類、水生昆虫、水草等)。1950 年代後半から幼体を「ミドリガメ」の通称でペットとして輸入され、1990 年代半ばに輸入量は年間 100 万匹であったが、近年は 5 万匹以下。



ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれることなどにより、北海道から沖縄まで全都道府県に分布。在来のカメ類と餌や日光浴場所等を巡って競合し、定着地域では在来のカメ類や水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に影響を及ぼしていると考えられる。

■ アライグマ

体重 4~10 数 kg、頭胴長 41~60cm、尾長 20~41cm。白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で 4~7 の輪模様を尾に持つ。愛知県で 1962 年に確認後、1980 年代までに岐阜県・北海道・和歌山県・神奈川県等で野生化及び自然繁殖が確認されている。



生態系に関わる被害としては、捕食対象が小哺乳類から魚類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類、野菜・果実・穀類と非常に幅が広く、北海道ではニホンザリガニやエゾサンショウウオといった固有在来種の捕食が報告されている。釧路湿原など、シマフクロウやタンチョウの生息地周辺でもアライグマの姿が確認されており、これら固有在来種への影響が懸念されている。アライグマの侵入によりアオサギが集団営巣放棄するなど、他種の繁殖環境への影響が懸念されている。

■ ヌートリア

南アメリカ原産で、頭胴長 50~70cm、尾長 35~50cm、体重 6~9kg 程度。日本では近畿(紀伊半島を除く)、中国、四国に集中し、東海、関東、九州にも分布域が点在する。かつて毛皮養殖として各地で盛んに輸入され、後にまとめて遺棄されたと言われている。



生態系に関わる被害としては、日本では本種と同じニッチを占める哺乳類は生息しないために、食草である水生植物を大量に捕食し、水鳥などと餌資源をめぐる競合関係が生じる可能性がある。

資料：環境省

■園芸スイレン

園芸スイレンは、ヨーロッパを原産とするセイヨウスイレンなどを品種改良して作られた、耐寒性を持った多年草の園芸品種。初夏から秋にかけ、水面に広がる葉の隙間から白や赤、ピンクなどの花を咲かせる。

観賞用に導入された園芸スイレンは、春にいち早く発芽し生長するため、水面全体を覆い尽くすほどにが繁茂しているため池もある。それによって在来の水生植物が行う光合成を阻害するため、植物の生育が難しくなり、水生生物が生息しづらい貧酸素状態となってしまう。

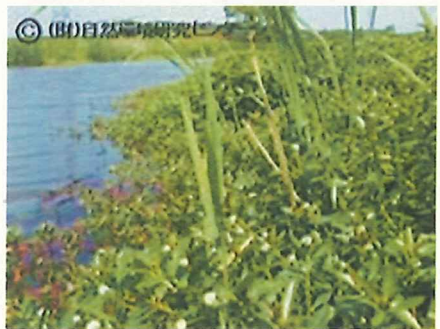


資料：なごや生物多様性保全活動協議会（写真は庁内資料）

■ナガエツルノゲイトウ

南アメリカ原産で、北アメリカ、アジア、オセアニア、アフリカに分布しており、水辺の湿った環境に生える多年草で、茎の下部が水没することもある。茎の長さは1m以上にもなり、匍匐した基部から数多く分枝し、発根する。茎切片による栄養繁殖が極めて旺盛である。特に、日当たりの良い肥沃な条件下では、急激に増殖する。

1989年に尼崎市で採集され、本州西部以西～沖縄に広がりだした。生態系に関わる被害として、海外では有害な水草とされ、在来植生と競合したり、水流を阻害して在来の水生生物の生活を阻害している。ニュージーランドのワイカト川では、水流を阻害したり、洪水を悪化させるとともに、重要な保護地域にまで拡大するおそれがあるとして、根絶を目指した管理計画が立てられている。



資料：環境省

2-3 まちの文化の保存・活用

(1) 歴史資源や文化財の保存・活用

<現状と課題>

本町には、国指定史跡の「大中遺跡」、県指定文化財の「愛宕塚古墳」「阿閉神社本殿」といった歴史資源や文化財があります。

これからも歴史資源や文化財の保存・活用を図るとともに、地域資源の一つとして積極的な活用や情報発信に努める必要があります。

<町の取組方針>

- 地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・活用するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。
- 町内に存在する歴史資源や文化財について、ホームページ等を通じた積極的な情報発信に努めていきます。
- 国や県、近隣の他自治体と連携の上、歴史資源や文化財の広域的な活用を図るとともに、これらを活用した交流人口などの増加による地域の活性化を図っていきます。

(2) 町民文化の振興

<現状と課題>

本町には昔から伝承された伝統行事や祭りがあるほか、本町から偉人を輩出しており、干ばつに悩まされていた村に水路を開削した今里傳兵衛、新聞の父であるジョセフ・ヒコ等がいます。

今後の町民文化の振興に向けて、各種行事を支える指導者やボランティアの高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成や活動の支援が必要です。また、町の偉人が成し遂げたことと環境教育・環境学習をつなげるなど、本町の環境への愛着を育み、そのことでまちの生活環境を大切にする意識の向上を図る必要があります。

<町の取組方針>

- 町民が主体となった地域の伝統的な文化を活かした、環境学習、まちづくり活動などを支援します。
- 伝承された伝統行事や祭りの記録を保存し、後世への伝承とともに、担い手の育成に努めていきます。
- 町民が歴史文化遺産の価値を再認識することが可能となるよう、学習機会の提供をはじめ、ホームページ等を通じた啓発活動に取り組むことで、郷土に対する愛着の醸成と地域の活性化に努めていきます。

コラム：播磨町の偉人（1）

■「新井開削の父」今里傳兵衛

新井（しんゆ）は、加古川大堰（加古川市八幡町中西条）から取水した五ヶ井の水を分けてもらい、播磨町古宮大池まで約 14 kmを流れる用水路で、明暦 2（1656）年に開通しました。

古宮組の大庄屋だった今里傳兵衛は、承応 3（1654）年、大干ばつで、雨が降らず池や野井戸の水が干上がり苦しむ農民をみて、一大決心をします。

現地を何度も歩いて高低差等を調べ、絵図面を完成させた傳兵衛は、23 カ村の庄屋たちを集め水の恵みを説きました。傳兵衛が、姫路藩主榊原忠次に工事を願い出たとき、「新溝で水が流れないときは、家族もろともに極刑にされても構いません」と早期着工を強く要望し、忠次はその熱意に感銘を受けたといわれています。

延べ 16 万 4 千人の人の努力により、わずか 1 年余りで開通した新井の完成により新井郷の村々は、ほとんど日照りの害がなくなりました。

難工事は、日岡山山麓の固い岩盤削り、喜瀬川の底に水を通す埋樋（うずみび）などで、当時としては高度な土木技術が使われています。また、全線を通じて水路の高低差がほとんどなく、曲がりなどを巧みに利用して水を通しています。

藩主榊原忠次はその功績をたたえ、開通のお礼に傳兵衛が参上した際、望みを聞いたところ、傳兵衛は「大変な恩恵をいただき、欲しいものなどございません。新溝がいつまでも流れ続けることを心から願っています」と答えています。

新井開削の大事業を成し遂げた傳兵衛は、万治 2（1659）年にその生涯を終えました。50 歳だったといわれています。お墓は、今も古宮薬師堂の墓地にあります。

また、平成 26（2014）年 3 月に、今里傳兵衛の記念碑等を集めた広場が古宮大池にでき、傳兵衛の功績を知ることができます。



今里傳兵衛、新井ゆかりの記念碑

コラム：播磨町の偉人（2）

■「新聞の父」ジョセフ・ヒコ

ジョセフ・ヒコは、天保8（1837）年、播磨国加古郡古宮村（播磨町古宮）に生まれ、幼名を彦太郎（のち浜田彦蔵）といました。

彦太郎は、養父の船乗りにあこがれ、13歳の時に栄力丸で江戸へ出かけましたが、帰りに、船が嵐で難破し、太平洋を52日間漂流し、アメリカ商船オークランド号に救助され、嘉永4（1851）年3月、サンフランシスコの港に着きました。その際、税関長であったサンダースの秘書として働くようになり、カトリックの学校に通い、嘉永7（1854）年10月に洗礼を受け、名前をジョセフ・ヒコと改めました。その後安政5（1858）年にアメリカ市民権を取得しました。

安政6（1859）年7月、長崎を経て神奈川へ入ったヒコ（21歳）は、アメリカ総領事館の通訳として働き、このとき面会に来た義兄にサンフランシスコで友人ヴァン・リードと撮った写真（町指定文化財・播磨町郷土資料館蔵）を記念に渡しています。幕末は、外国人が攘夷派の浪人に暗殺される等の事件が多発し、身の危険を感じたヒコは再び渡米し、リンカン大統領と会見する機会に恵まれ、民主主義に共感します。

文久2（1862）年10月、再び日本に帰ったヒコはアメリカ総領事館通訳として働いたのち、商社を設立し、新聞発行に向け準備を進め、元治元（1864）年6月、日本で初めての新聞を発刊します。新聞は、ヒコが外国の新聞を翻訳し、岸田吟香と本間清雄がひらがな交じりのやさしい日本文に直したものでした。「新聞誌」の名で発刊された新聞は半紙4～5枚に筆写したものをこよりで綴り、横浜市内に100部程度配り、翌年には「海外新聞」と改題しています。「童子にも読なん（子どもにも読まれる）」とする編集方針や開拓精神に満ちた新聞づくりは現在の新聞の土台を築き、今でも高く評価されています。

その後、ヒコは大阪での造幣局設立や渋沢栄一のもとで国立銀行条例の編纂にも携わるなど、文明開化の日本で活躍しました。

ヒコが郷里に立ち寄って建てた「両親と家族の墓」（町指定文化財）は裏面に英文が刻まれていることから通称「横文字の墓」と呼ばれ、今なお蓮花寺境内にあります。



ヴァン・リードと撮った写真（町指定文化財・播磨町郷土資料館蔵）

3 安心できる生活環境と資源循環があるまち

■町民・事業者の環境配慮指針

町民

■公害の防止

- ・家庭排水の適正な処理、下水道への接続などにより海や河川、池の水質への負荷を軽減しましょう。
- ・環境への負荷が少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用、ごみの野焼きの禁止などにより日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ軽減しましょう。
- ・生活環境の状況、行政や事業者の環境保全への取組に関心を持ち、情報を把握しましょう。

■廃棄物処理・環境美化

- ・日常生活の中で3Rに積極的に取り組み、ごみの減量化、食品ロスの削減、資源の有効利用に取り組みましょう。
- ・道路、河川、海、池などへのごみのポイ捨て・不法投棄は絶対にやめましょう。
- ・地域の清掃活動へ積極的に参加しましょう。
- ・一人ひとりがマイバックの持参に取り組み、レジ袋の削減に取り組みましょう。
- ・空き家・空き地の所有者のみなさんは、草刈りや害虫の駆除など、土地の適正な管理をしましょう。

事業者

■公害の防止

- ・排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などの遵守を徹底しましょう。
- ・騒音、悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷を軽減するように努めましょう。
- ・製品の製造・生産過程において、化学物質などの適正な使用や管理を徹底しましょう。
- ・環境負荷の少ない製品を使用しましょう。
- ・公害の未然防止に向けて、従業員の意識向上を図りましょう。

■廃棄物処理・環境美化

- ・事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、食品ロス削減、再生品やリサイクルが容易な資材の活用など、事業内容にあわせた3Rに取り組みましょう。
- ・コピー用紙の裏面利用や集約コピーを行いましょう。
- ・過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるなど、廃棄物の発生防止に取り組むことでごみを減量化しましょう。
- ・地域の清掃活動へ積極的に参加・協力しましょう。

<計画の数値目標>

項目名	現状値（年度）	目標値（年度）
ごみの排出量	9,772t(令和元年度)	9,000t(令和11年度)

3-1 公害の防止

(1) 公害発生防止のための監視の推進

<現状と課題>

公害の発生は、一般的には人口の集中や産業経済活動と密接な関係があり、特に産業公害については、景気動向を反映する傾向がみられます。

本町における大気は、近年では環境基準を下回っていますが、一方で都市化の進行により、家庭生活や娯楽施設を発生源とする生活公害（近隣公害）に関する苦情件数は増加傾向にあります。また、空地管理の不備による雑草の苦情や、野焼きについての苦情もみられます。

また、本町には、「河川」をはじめ「ため池」「水田」「水路」「海」等の、「水」が町の環境の基盤をなしています。一方で、ため池における水質汚濁、喜瀬川の適正な流量の確保や播磨灘の栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題も抱えており、対策が求められます。

今後、大気、水質、有害化学物質等の継続的な測定とともに、住民一人ひとりが公害について関心を持ち、環境保全に対する意識の高揚と啓発活動の強化を図る必要があります。

<町の取組方針>

- 大気、騒音・振動、河川水質、有害化学物質などについて、県と連携して定期的な測定・調査を行い、その結果をホームページ等で公表します。
- 県や関係機関と連携した自動車公害防止月間を実施し、自動車による大気汚染、騒音、振動公害の防止に取り組みます。
- 工場・事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は適切に対処するとともに、事業者に対して指導を行います。

(2) 生活排水の適正処理の推進

<現状と課題>

下水道水洗化率は令和元年度で 92.5%となっています。また、し尿排出量は令和元年度で 2,684kl となっており、近年は減少傾向で推移しています。

また、水質汚濁の防止策として食用油の回収や、浸水被害の軽減を図るために雨水貯留施設設置助成制度があるほか、ため池の治水工事を実施しています。

今後も引き続き地域特性を踏まえた公共下水道に関する整備事業を推進し、効率的な排水処理体制の実現と、地域の実情に即した排水処理施設の整備に努めていくことが必要です。

本町の特色の一つでもある豊富な水資源を今後も守り続けるため、継続して生活排水の適切な処理の推進に努めるとともに町民の意識啓発に取り組む必要があります。

<町の取組方針>

- 下水道の整備、老朽管の更新、管路の耐震化を計画的に行い、生活排水の適正な処理を推進し、良好な水環境の保全を図ります。
- 水道施設等の水質の監視体制の強化に努めるとともに、設備の更新や耐震化を行い、長寿命化を図ることで、安全安心な水道水を安定的に供給していきます。
- 風呂の残り湯や雨水の雑用水への利用等に向けて、ホームページ等を通じた啓発活動とともに、雨水浸透ます、雨水タンク等の設備に関する情報提供に努めることで、水資源の有効利用を促進していきます。

3-2 廃棄物処理・環境美化

(1) 3Rの推進

<現状と課題>

本町では、ごみの減量化・資源化に向けて排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動を推進しており、本町のごみの排出量は令和元年度 9,772 t であり、近年では減少傾向で推移しています。また本町では、ごみステーションに排出された粗大・不燃ごみの中から小型家電を分別して適正な処理を行っています（ピックアップ回収）。

近年世界的な問題となっているプラスチックごみの削減のため、本町では平成 28 年 2 月から消費者協会及び町内のスーパーマーケットと「播磨町におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を結んでいるほか、令和 2 年 7 月からの全国でのレジ袋有料化に伴い、マイバック持参についての啓発活動に取り組んでいます。

また、ごみ減量に対する助成として、資源回収運動奨励金を交付しています。

今後、不要なものをもらわない（リフューズ）ことや排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

<町の取組方針>

- ごみの分別と減量の徹底に向けた情報提供、意識啓発を推進します。
- 食べ残しや買い過ぎ防止などにより食品ロスを防ぎ、生ごみの発生抑制を推進します。
- ICTの活用によるペーパーレス化などにより、紙の使用量の削減を推進します。
- 建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事における再生資材の積極的採用や、再生品やリサイクルが容易な資材の活用を推進します。
- ごみの分別・出し方についての周知徹底を図るため、ホームページや「広報はりま」等を活用した情報提供を実施していきます。
- マイバッグの積極的な利用に関して、ホームページ等を活用した情報発信に努めることで、町民にマイバッグを持参した買い物による不要なレジ袋の排出規制に取り組んでもらえるよう、啓発活動を実施していきます。

コラム：ボトル to ボトル リサイクル事業

令和3年2月、民間事業者と、東播磨の2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）とが、住民、行政、事業者が三位一体で使用済みペットボトルを新たなペットボトルへと再生する「ボトル to ボトル リサイクル事業」に関する協定を締結しました。

この協定に基づき、東播磨2市2町と民間事業者は、市民・町民の皆様が分別した使用済みペットボトルを回収・再生して新たなペットボトルに生まれ変わらせる「ボトル to ボトル」水平リサイクルを令和3年4月より開始し、さらに民間事業者の域内工場で製品にして、東播磨エリアに出荷・還元します。

複数自治体と企業が連携して、「ボトル to ボトル」リサイクルに取り組むこと、また、このスキームで生み出されたリサイクルペットボトルを域内事業者が製造し、地域へ出荷・還元すること、どちらも国内初の取組となります。



SUNTORY
SUNTORY BEVERAGE & FOOD

ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル



出典：サントリー食品インターナショナル（株）HP

(2) 廃棄物の適正処理

<現状と課題>

現在、本町の廃棄物は、新島にある塵芥処理センター及び加古郡リサイクルプラザにおいて処理を行っていますが、2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）における廃棄物処理事業の広域化に伴い、令和4年度より、高砂市に整備される廃棄物処理施設での処理に移行するとともに、町内には中継施設が整備されます。新しい廃棄物処理体制への周知と住民の協力が必要です。

また、継続的なごみ出しのルールやマナーについての呼びかけやごみ削減に向けた啓発が必要です。

<町の取組方針>

- 廃棄物処理の広域化移行の周知を行い、住民の協力を求めます。
- 塵芥処理センター及び加古郡リサイクルプラザにて処理することができない処理困難物や廃家電品など、引き取りが可能な製造元や販売店等を紹介し、適正な処理及び資源化を推進していきます。
- スプレー缶やカセットボンベ等について、中身を使い切って排出することなど、適正な排出方法を周知した上で、安全な体制による収集と処理を実施していきます。
- 大規模災害発生時においても災害廃棄物の適正処理が図られるよう、平時から大規模災害を意識した訓練に努め、廃棄物処理施設における防災機能の強化を進めていきます。
- 町民や事業所にごみ削減の啓発に取り組みます。

コラム：新しい廃棄物処理体制

本町の廃棄物は、令和4年度より、新島にある塵芥処理センター及び加古郡リサイクルプラザでの処理から、高砂市の廃棄物処理施設で廃棄物の処理を行うこととなります。これは、2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）における廃棄物処理事業の広域化に伴うものです。

ごみ処理の広域化に伴い、高砂市へ搬入するごみの種類は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の3種類です。

その中でも、特に収集量や収集頻度、におい問題など収集するにあたり課題が多い可燃ごみの収集運搬体制について、現状の収集時間を維持することを前提に解決策の比較検討を行った結果、現播磨町塵芥処理センター内に廃棄物を一時的に貯留することができる中継施設を建設します。

この中継施設では、広域化以前のように町民のみなさまの家庭ごみの直接搬入が可能であるとともに、ごみステーションから収集した廃棄物を収集車とは別の大型車に積み替えることにより効率的に高砂市へ運搬することが可能です。



東播臨海広域クリーンセンターの完成予想図（高砂市HP）

コラム：フードドライブ・フードバンク

「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を地域のイベント等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動のことです。

「フードバンク」とは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

播磨町では令和2年9月にコープ播磨にて、初めてフードドライブを実施しました。家庭の在庫食品の賞味期限を確認し、消費する予定が無い食品があればフードドライブに参加しましょう。

コラム：他自治体の取組 - 3010 運動 -

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみましょう、「お開き 10 分前」になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。また、家庭における 3010 運動を実施している自治体もあります。

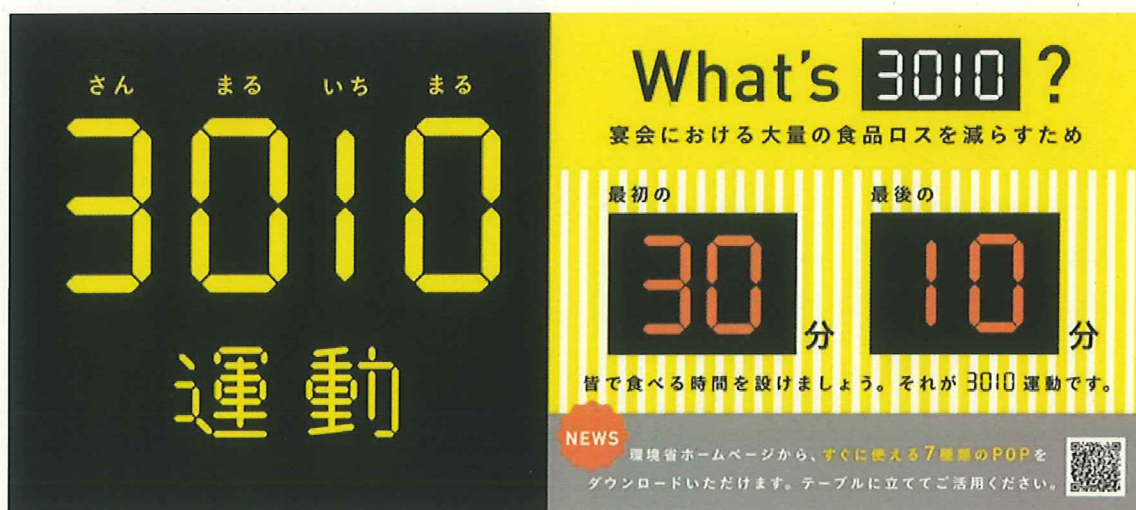
※家庭における 3010 運動の例

・毎月 30 日：冷蔵庫クリーンアップデー

冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を空にしましょう。

・毎月 10 日：もったいないクッキングデー

特に、今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して子どもといっしょに料理をするもったいないクッキングを実施しましょう。



さん まる いち まる
3010
運動

What's 3010 ?
宴会における大量の食品ロスを減らすため

最初の 30 分 最後の 10 分

皆で食べる時間を設けましょう。それが 3010 運動です。

NEWS 環境省ホームページから、すぐに使える7種類のPOPをダウンロードいただけます。テーブルに立ててご活用ください。

資料：環境省

(3) 環境美化の取組の推進

<現状と課題>

環境美化の取組としては不法投棄対策があり、啓発活動を実施しているほか、住民や事業者と連携・協力して、町内の道路・公園・河川・海岸などの清掃を実施しています。

引き続き、不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取組や、住民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。

<町の取組方針>

- 不法投棄パトロールや看板・監視カメラの設置のほか、関係機関との連携を密にして、不法投棄の未然防止やごみの野焼き防止に努めます。
- 地域の住民や事業者等が実施する環境美化活動や清掃活動について、広報活動や廃棄物の処分等の実施による積極的な支援を行っていきます。
- 各種イベントや人が集まる場所等においては、住民や訪問者への啓発活動の実施により、散乱ごみの減少を図っていきます。

4 地球を思いやり環境保全に貢献するまち

■町民・事業者の環境配慮指針

町民

■地球温暖化対策

- ・太陽光発電や薪・ペレットストーブなどの再生可能エネルギーの導入など、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。
- ・日常において、こまめな消灯、適切な温度設定、節水、エコドライブ、緑のカーテンの設置など、低炭素なライフスタイルを意識して省エネに取り組みましょう。
- ・自動車や家電、住宅・社屋など身の回りのものを選ぶとき、「二酸化炭素の排出を抑える」ことに注目して選択しましょう。
 - ①低炭素製品への買い替え
 - ②低炭素サービスの選択
 - ③低炭素なライフスタイルへの転換
- ・温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレスや感染症、河川洪水などの自然災害などについて、情報を収集して意識を高め、実施可能な対策について取り組みましょう。

事業者

■地球温暖化対策

- ・「省エネルギー診断」などを受診し、事業所における省エネルギー対策に取り組むとともに、建物等の改修時には、省エネルギー性能に優れた機器等の導入を検討してみましょう。
- ・社用車の更新などの際には、電気自動車等の購入を検討しましょう。
- ・原料の採取から製品の廃棄までの一連の流れを通して、温室効果ガスの排出量が少ない商品・流通・販売による事業活動に努めましょう。
- ・従業員の通勤に当たっては、必要に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促しましょう。

<計画の数値目標>

項目名	現状値（年度）	目標値（年度）
播磨町の温室効果ガス(CO ₂)排出量	614,749t-CO ₂ (平成 25 年度)	454,914t-CO ₂ (令和 12 年度)※

※国の目標である令和 12（2030）年度において、平成 25（2013）年度比 26.0%減をめざす。

4-1 地球温暖化対策

(1) 省エネルギー活動の促進

<現状と課題>

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

アンケート調査結果によると、世代に関係なく節電や節水への意識は高く、省エネルギー機器は省エネ型照明や高効率型電気給湯器を中心に利用の割合が多くなっていました。

今後、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によるエネルギーの消費効率の向上、環境家計簿の活用、環境に配慮した製品に関する情報提供等により、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要です。また、町自らが率先して省エネルギー設備を導入し、省エネルギーを推進する姿勢が求められます。

<町の取組方針>

- 省エネ性能の優れた製品・蓄電システム、低燃費車等、環境に配慮した生活用品の買い替えやサービスの選択について普及促進に努め、エネルギーの効率的利用を推進します。
- 住宅や建物における省エネルギーを高める改修として、断熱化をはじめ省エネ型のLED照明、家電製品等に関する情報提供に努めていきます。
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等を備えた住宅づくりや建物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の導入をはじめ、HEMS（住宅エネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）、省エネルギー化に資する運用改善等に関する情報提供に努めていきます。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

<現状と課題>

我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

本町では、環境に優しい再生可能エネルギーである太陽光発電の普及に向けて、太陽光発電システム設置費の補助金事業を行っています。

今後、さらなる再生可能エネルギーの利用を促進するため、積極的な取組が必要です。

<町の取組方針>

- 再生可能エネルギーに由来する電力の利用など、環境に優しい再生可能エネルギーに関する情報発信に取り組みます。
- 行政自らが率先して、公共施設などにおける太陽光発電をはじめとする設備の導入を推進し、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めていきます。

(3) 地球温暖化緩和策の推進

<現状と課題>

国は、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国内の温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減することを決定し、その後、令和 2 (2020) 年 10 月には、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言しました。兵庫県では、平成 29 (2017) 年 3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県全体の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています(令和 3 (2021) 年 3 月に改定)。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進(公共交通の利用促進、庁内の地球温暖化対策の推進、低燃費車の導入推進)を更に進めるとともに、町民、事業者、町のすべての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

<町の取組方針>

- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設における省エネルギー診断の実施などの各種省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等をはじめとする取組を強化・拡充するとともに、職員による「クールビズ」や「ウォームビズ」、「COOL CHOICE」等に関する意識の共有に努めていきます。
- 緑のカーテンの普及を図ります。また建築物の屋上・壁面における緑化等の実施をはじめ、市街地での街路樹の植樹などによる緑の創出にも取り組んでいきます。
- フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門事業者を通じた適切な処分方法について、ホームページ等を活用した情報提供の実施により、フロン類の大気中への排出抑制に努めていきます。
- アイドリングストップなど、エコドライブに関する積極的な啓発活動に努めていきます。

(4) 地球温暖化適応策の推進

<現状と課題>

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本町においては、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。また、町内の小中学校等の教育施設では、熱中症対策の発症の恐れが高くなると予想される日に、環境省「熱中症予防情報サイト」の明石地点での暑さ指数を基準として臨時休業の判断を行う取組も行っています。

今後、これらに加え、防災や感染症等地球温暖化に関係するこれらの事象に対しても、適応策の観点から取組を進める必要があります。

<町の取組方針>

- 温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症や河川洪水、農業への影響などについて把握し、それらに関する情報提供を行うとともに、国や県などと連携して対策を進めます。
- 豪雨対策として、雨水幹線や雨水ポンプ場の整備などの治水対策を推進します。
- 熱中症対策として、本町の地域特性を踏まえた熱中症の予防に関する各種情報提供をはじめ、高齢者等に対する積極的な啓発活動に取り組むと同時に、室内での熱中症の発症の危険性に関する注意喚起を実施していきます。
- 感染症対策として、ウイルスや感染状況の情報公開、ワクチンの接種、上下水道の維持に努めていきます。